

# 電子署名の本格普及に向けた残課題

2023年5月8日

一般社団法人クラウド型電子署名サービス協議会

**CeSSA** クラウド型  
電子署名サービス  
協議会

「アナログからデジタルへ」を契約等押印分野においても一気呵成に進めるために、電子署名制度を所管するデジタル庁・法務省ほか関係各府省に対し、以下3点を要望する。

**要望1： 「電子署名法Q&A」の改訂**

**要望2： 残存する電子署名規制の一掃**

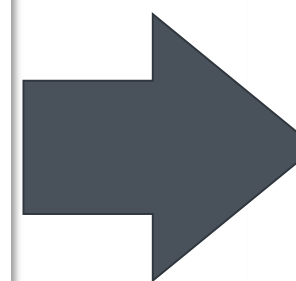
**要望3： 契約電子化インセンティブの設定**

要望1：「電子署名法Q & A」の改訂

2020年9月に公表された「3条Q&A」 中の問4において、電子契約サービス事業者が**利用者の身元確認を行うことが推定効の要件であるかのように誤解される記述**があり、クラウド型電子署名の採用を検討する企業等の利用者に混乱を与えている

## 問4 電子契約サービスを選択する際の留意点は何か。

- ・ 実際の裁判において電子署名法第3条の推定効が認められるためには、電子文書の作成名義人の意思に基づき電子署名が行われていることが必要であるため、電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性が確認される（いわゆる利用者の身元確認がなされる）ことが重要な要素になると考えられる。
- ・ この点に関し、電子契約サービスにおける利用者の身元確認の有無、水準及び方法やなりすまし等の防御レベルは様々であることから、各サービスの利用に当たっては、当該各サービスを利用して締結する契約等の重要性の程度や金額といった性質や、利用者間で必要とする身元確認レベルに応じて、適切なサービスを慎重に選択することが適当と考えられる。



同年11月  
再確認  
の結果

- ・ 第3条Q&Aでは、第3条に規定する電子署名に該当する要件として、電子署名サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性の確認（いわゆる利用者の身元確認）は求めている。しかしながら、実際の裁判において電子署名法第3条の推定効が認められるためには、電子文書の作成名義人の意思に基づき電子署名が行われたことが必要であり、これを担保する手段の1つとして身元確認がされているものと考えられる。利用者間でどの程度の身元確認を行うかはサービスを利用して締結する契約の重要性の程度等を考慮して決められるべきものと考えられる。
- ・ 2要素認証については、御指摘のとおり十分な水準の固有性を満たすための措置の例であり、同レベル又はそれ以上の固有性を満たす措置が他に存在するのであれば、これを排除するものではないが、電子署名法第3条においては「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理すること」と規定されていることに留意されたい。
- ・ あるサービスが電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するか否かは、個別の事案における具体的な事情を踏まえた裁判所の判断に委ねられるべき事柄である。

「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A（電子署名法第3条関係）」（2020年9月4日 総務省・法務省・経済産業省）より抜粋〔下線は引用者〕  
<https://www.moj.go.jp/content/001327658.pdf>

規制改革推進会議デジタルガバメントWG（2020年11月17日）総務省・法務省・経済産業省提出資料「論点に対する回答」より抜粋〔下線は引用者〕  
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20201117/201117digital06.pdf>



同「3条Q&A」中の問3において、利用者が最も知りたい「符号及び物件の適正管理要件」について解説があるが、結局どのようなシステムを使えば要件を満たせるのかが分かりにくい説明になっている

問3 サービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化等を行う電子契約サービスが電子署名法第3条の電子署名に該当する場合に、「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理すること」とは、具体的に何を指すことになるのか。

- 「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理すること」の具体的内容については、個別のサービス内容により異なり得るが、例えば、サービス提供事業者の署名鍵及び利用者のパスワード（符号）並びにサーバー及び利用者の手元にある2要素認証用のスマートフォン又はトークン（物件）等を適正に管理することが該当し得ると考えられる。

符号：{ 署名鍵 and パスワード }

AND

物件：{ サーバー and ( スマホ or トークン ) }

等を適正管理すること

公用文・法文を読み慣れていない  
一般企業担当者には理解困難

「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A（電子署名法第3条関係）」（2020年9月4日 総務省・法務省・経済産業省）より抜粋〔下線は引用者〕  
<https://www.moj.go.jp/content/001327658.pdf>

# 解決の方向性1-①： 「技術的中立」原則の明記

推定効の発生の要件は、特定の技術・方式に依拠した電子署名を利用した場合に限定されるものではなく（**技術的中立性の原則**）、2条電子署名の措置が「本人による」ことを担保すればこの要件を満たすことを、**現行「3条Q&A」を改訂することにより周知すべき**

第3条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、

当該電磁的記録に記録された情報について

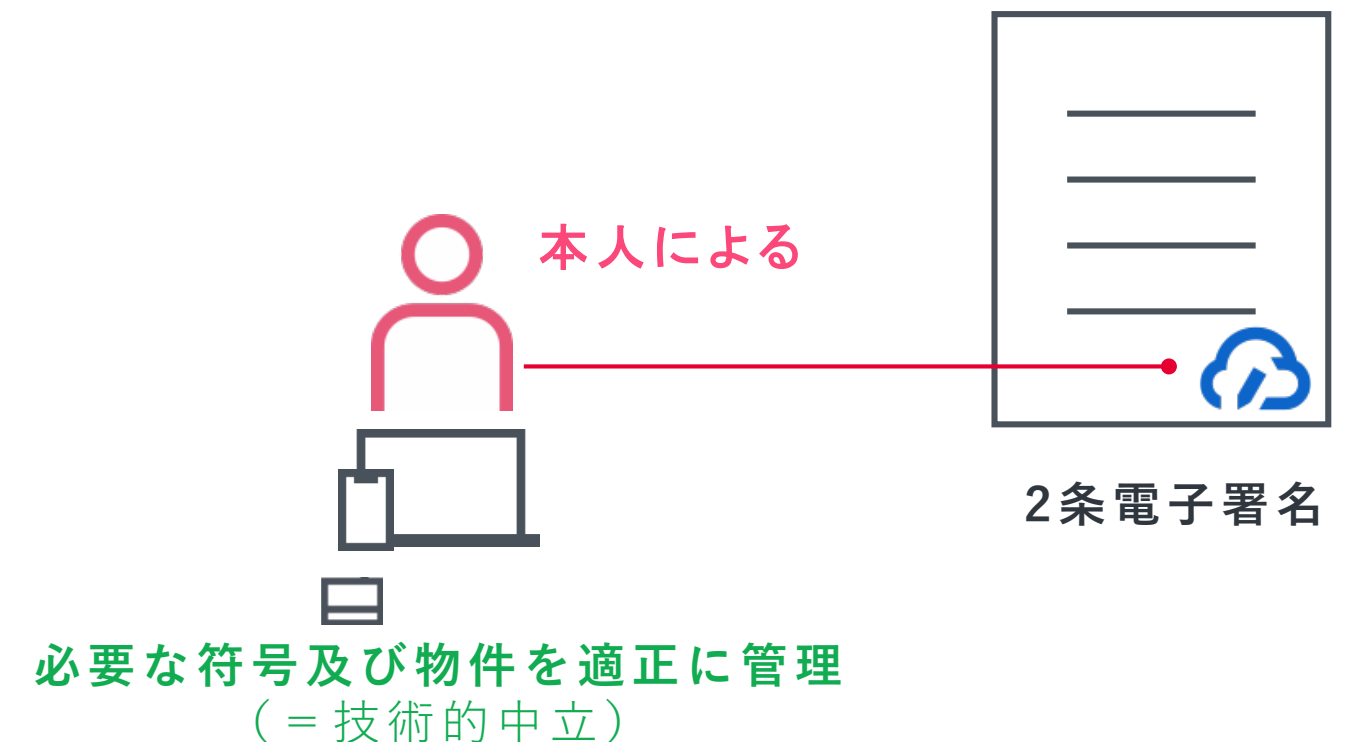
**本人による電子署名**（これを行うために**必要な符号及び物件を適正に管理**することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、

真正に成立したものと推定する。

第2条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（略）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。 = **作成者表示機能**

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。 = **改変確認機能**



- 本人が（2条で定義される作成者表示機能・改変確認機能を備えた）電子署名を措置しさえすれば、要件を満たす
- ここで本人性を担保する手段は、符号・物件の適正管理要件さえ満たせば、ICカード/スマホによる2要素認証/外部認証サービスとのAPI連携等を問わず、どのような技術を利用しても良い = 技術的中立

現状考えられる**適正管理要件の充足方法（符号と物件の組合せ）**を複数例示し、**わかりやすい記述**にしたうえで、「取引にかかるリスクに応じ、利用者自身が必要性を判断して選択する」ことの必要性を解説すべき

## 「符号」の候補（例）



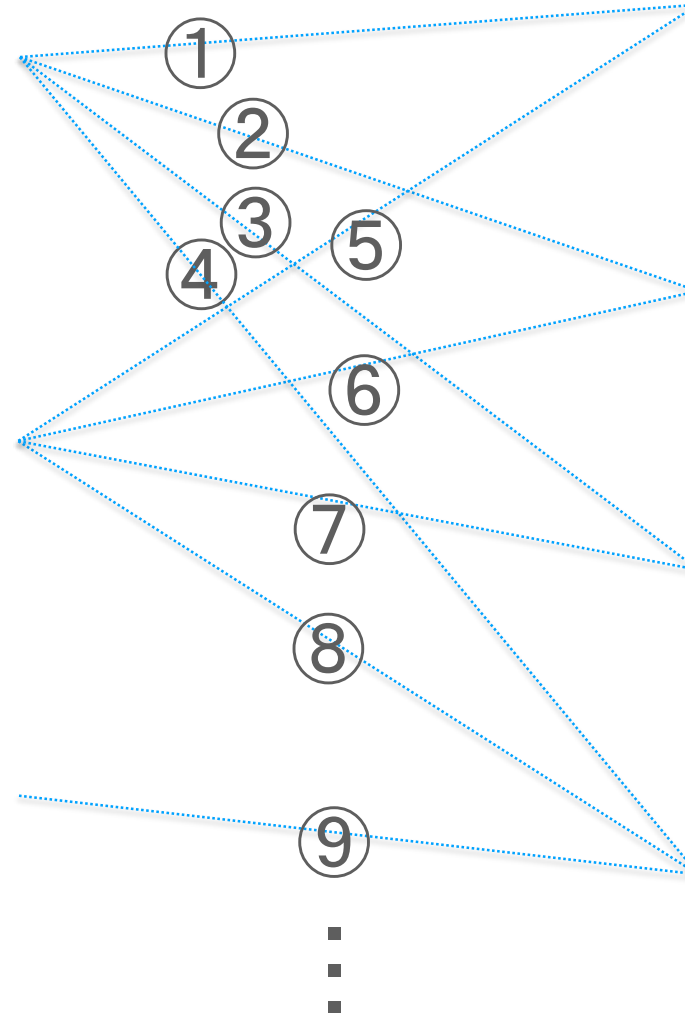
署名者の  
メールアドレスに配信された  
時限アクセスURL



署名者専用の  
電子契約システム  
ログインID・PASS



電子証明書に  
対応して生成される  
秘密鍵 & 活性化PIN



## 「物件」の候補（例）

署名者用の  
トークンアプリを  
インストールしたスマホ



署名者に対し  
配布された  
トークンデバイス



署名者の指示で  
活性化される秘密鍵が  
格納されたサーバー



署名者に対し  
発行された  
認証用ICカード



## 要望2：残存する電子署名規制の一掃



2020年河野大臣による押印廃止の規制改革により、法令で押印を求めていた手続きのほとんどで電子署名が利用可能（または措置自体が不要）となったが、一部で規制改革に手がつけられていないものがある

内閣府  
Cabinet Office

English

検索

内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等 情報提供

内閣府ホーム > 大臣・副大臣・大臣政務官 > これまでの大臣・副大臣・大臣政務官 > 菅内閣 > 河野内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策、規制改革)、行政改革担当、国家公務員制度担当 > 記者会見要旨 > 河野内閣府特命担当大臣記者会見要旨 令和2年11月13日

### 河野内閣府特命担当大臣記者会見要旨 令和2年11月13日

(令和2年11月13日(金) 8:57~9:12 於:参議院本館3階・内閣記者会3)

#### 1. 発言要旨

冒頭、幾つかございます。まず、行政手続きにおける押印の見直しで、民間から行政への手続の中で、押印を求めている行政手続きが添付書類を含めて14,992種類ありました。このうち14,909種類、全体の99%以上ですが、14,909種類については廃止を決定する、あるいは廃止の方向で準備するということになりました。本人確認、本人認証にならない認め印は、全て廃止ということになります。

存続というのが、全部で83の手続になりました。83のいずれも印鑑証明が必要なもの、あるいは登記、登録、銀行への届印などがあります。詳細が必要ならば、規制改革推進室にお問合せをいただきたいと思ひます。

これで民から官への行政手続きについては一段落いたしましたので、一括法を通常国会に出すような準備をしたいと思ひます。また、書面を求めているものについては、押印が要らなくなりましたので、書面についてもこれからしっかり見ていきたいと思ひます。書面の必要がないものはやめていきたいと思ひます。

令和2年（2020年）当時は  
コロナ緊急対策だったため、  
「**登記・登録・銀行への届印など83手続**」  
について押印が廃止されず  
積み残されたままに

(左) 2020年11月13日河野大臣記者会見要旨より抜粋〔下線は引用者〕  
[https://www.cao.go.jp/minister/2009\\_t\\_kono/kaiken/20201113kaiken.html](https://www.cao.go.jp/minister/2009_t_kono/kaiken/20201113kaiken.html)

なかでも電子署名の利用が進まない「登記」について、現行の電子証明書指定制度を抜本的に見直し、署名者と申請者の一致を法務局が確認することを前提に、クラウド型電子署名も全面的に受け入れるべき

## 商業登記申請における電子証明書指定制度（抜粋）

申請人本人による申請の場合	
◇ 申請書情報、補正情報及び取下書情報の場合	
電子署名を付与する者	送信すべき電子証明書の種類
申請人	(1) <a href="#">商業登記電子証明書</a> (注1)
	(2) <a href="#">公的個人認証サービス電子証明書</a> (注2)
	(3) <a href="#">特定認証業務電子証明書</a> (注3) 「 <a href="#">セコムパスポート for G-ID</a> 」(セコムトラストシステムズ株式会社) (氏名、住所、出生年月日を確認することができるものに限る。)
	(4) <a href="#">官職証明書</a> (注4) ア「 <a href="#">政府認証基盤(GPKI)発行の官職証明書</a> 」 イ「 <a href="#">地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)発行の職責証明書</a> 」

## 不動産登記申請における電子証明書指定制度（抜粋）

### 第3 オンラインによる登記の申請手続

- (3) 申請情報等への電子署名に使用可能な電子証明書の種類一覧  
申請情報等への電子署名に使用可能な電子証明書は、次のとおりです。なお、登記名義人などが御自身でオンライン申請をする場合は、一般的に、公的個人認証サービスの電子証明書を御利用いただくこととなります。御不明な点がありましたら、登記所へ御相談ください。
- ア 申請情報、補正情報、取下情報、委任情報及び事前通知の申出情報（不動産登記規則第47条第3号イからニまでに該当する申請人であって、委任による代理人以外の申請人の場合）
- ◇ [公的個人認証サービス](#)
  - ◇ [電子認証登記所電子証明書](#)  
株式会社リーガル/日本電子認証株式会社が提供している法人認証カードサービス（電子認証登記所が発行する電子証明書をICカードに格納するサービス）に係るICカード格納型電子証明書の利用も可能です。
  - ◇ 官庁又は公署が作成した電子証明書であって、登記官が電子署名を行った者を確認することができるもの

現状「添付書面情報」を除き、利用できる民間電子署名サービスはごく一部のみに限定されている

## 要望3：契約電子化インセンティブの設定



会計・税分野では、電子化推進による税の控除・軽減措置を設け、かつ電子取引データの紙保存禁止の期限が切られたが、一方で**契約分野ではそうしたインセンティブ設定が存在しない**

会計分野では、改正電子帳簿保存法により、**会計帳簿のデジタル化**（優良な電子帳簿保存）に対し、**金銭的インセンティブが設定**された

- 青色申告特別控除で65万円の控除
- 過少申告加算税の5%軽減措置

加えて、電子取引データを**プリントアウトし紙で保存することを原則禁止**に（2023年12月31日までは宥恕期間として特例で認める）

### はじめませんか、帳簿書類の電子化!

- 文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている帳簿書類は、システムの説明書等の備付け等の最低限の要件を満たせば、プリントアウトせずに、作成した電子データのまま保存することができます。
- 国税の納税義務の適正な履行に資する一定の要件を満たした電子帳簿（優良な電子帳簿）の備付け及び保存をすることで、過少申告加算税の軽減措置や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けることができます。

✔ 対象となる帳簿は？

- ◆ **自己がコンピュータを使用して作成する帳簿**  
 (例) 仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳 など  
 ※ 一部の帳簿のみを電子データによって保存することもできます。  
 (例: 仕訳帳と総勘定元帳を電子データで保存し、他の帳簿は紙で保存する。)  
 ※ 作成する過程で一部を手書きで記録するなど、一貫してコンピュータを使用して作成しない帳簿については、この制度の適用は受けられません。  
 ※ 過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるためには、青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿の全てについて、優良な電子帳簿の要件に従って保存等を行う必要があります。

✔ 対象となる書類は？

- ◆ **自己がコンピュータを使用して作成する決算関係書類**  
 (例) 損益計算書、貸借対照表 など
- ◆ **自己がコンピュータを使用して作成して取引相手に交付する書類の写し**  
 (例) 見積書、請求書、納品書、領収書 などの“控え”

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、 で

国税庁 令和3年11月

国税庁パンフレット  
[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0018004-061\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0018004-061_01.pdf)

### 電子取引データの保存方法をご確認ください

- ◆ 令和5年12月31日までにを行う電子取引については、**保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるように**していただければ差し支えありません（事前申請等は不要）。
- ◆ 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

- 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存する必要があります。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

✔ 保存すべき電子データは？

- ◆ **紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ**  
 (例) 請求書、領収書、契約書、見積書など  
 ※ 受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。  
 ※ 例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDFやスクリーンショットによる保存も可）。

✔ どのように保存する必要があるのか？

- ◆ **改ざん防止のための措置をとる**  
 「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。
- ◆ **「日付・金額・取引先」で検索できるようにする**  
 専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です（詳しくは裏面をチェック）。  
 ※ 2年（期）前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。
- ◆ **ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける**

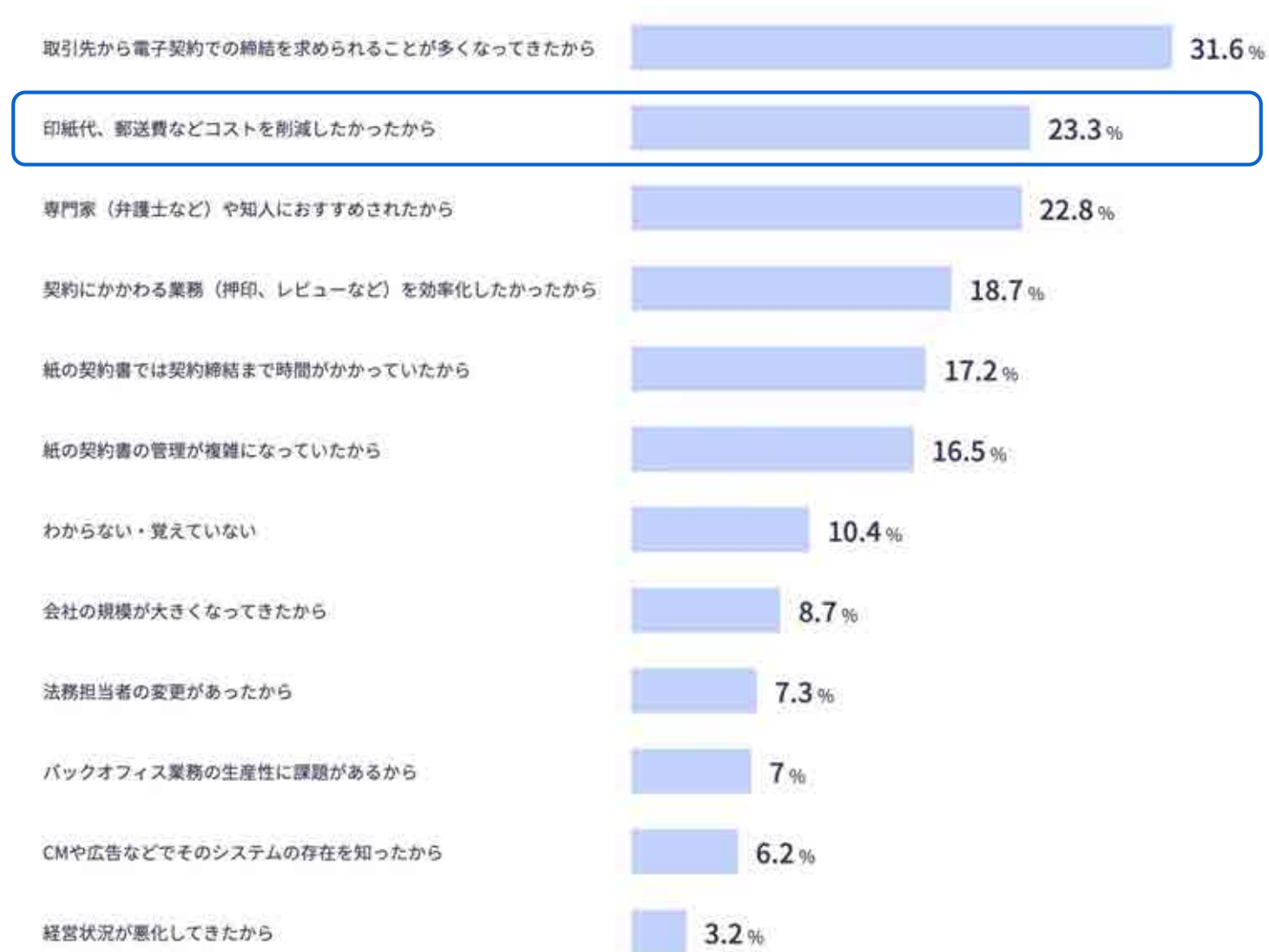
国税庁 令和3年11月  
 (令和3年12月改訂)

国税庁パンフレット  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0021011-068.pdf>



コスト削減がインセンティブになりやすい企業の視点に合わせ、例えば、電子契約に対する印紙税不課税を政策的に追認していただきたい。

## 「電子契約サービスを導入した理由（複数回答）」（n = 3,203）



大中小を問わず、企業にとって「印紙コスト削減」は電子契約導入理由の上位である

そこで「電磁的記録には印紙税は課税されない」とした以下見解について、DXを推進する政策として追認する立場を明らかにしていただきたい

1. 請負契約に係る注文請書を電磁的記録に変換して電子メールで送信した場合の印紙税の課税関係について（2008年10月24日国税庁見解）
2. コミットメントライン契約に関して作成する文書に対する印紙税の取扱い（2006年7月19日国税庁見解）
3. 参議院議員櫻井充君提出 印紙税に関する質問に対する答弁書（2005年3月15日政府答弁）

マネーフォワード「電子契約サービスの導入に関する調査（2022年時点）」

<https://biz.moneyforward.com/research/2022-introduction-of-contract-software/>

# 参考： 印紙税制度と印紙税収

請負契約書では  
契約金額100万円以下で1通あたり200円  
契約金額50億円以上で1通あたり600,000円

基本契約書（継続的取引）では  
契約金額にかかわらず1通あたり4,000円

このようにして徴収する **印紙税収は2,800億円程度**で、  
緩やかな減少傾向にある

（2022年3月17日 参議院財政金融委員会 住澤整主税局長による答弁）

番号	文書の種類(物件名)	印紙税額(1通又は1冊につき)	主な非課税文書
1	<b>1 不動産、営業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書</b> <small>(注) 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。                      (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売買証書など</small> <b>2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書</b> <small>(例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など</small> <b>3 消費貸借に関する契約書</b> <small>(例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など</small> <b>4 運送に関する契約書</b> <small>(注) 運送に関する契約書には、備前契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び送付状は含まれません。                      (例) 運送契約書、貨物運送引受書など</small>	記載された契約金額が 10万円以下のもの 200円 10万円を超え 50万円以下のもの 400円 50万円を超え 100万円以下 1千円 100万円を超え 500万円以下 2千円 500万円を超え 1千万円以下 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 2万円 5千万円を超え 1億円以下 6万円 1億円を超え 5億円以下 10万円 5億円を超え 10億円以下 20万円 10億円を超え 50億円以下 40万円 50億円を超えるもの 60万円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が <b>1万円未満(※)</b> のもの ※ 第1号文書と第3号から第17号文書と第1号文書に所属が決定されるものは、記載された契約金額が1万円未満であっても非課税文書となりません。
	上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成9年4月1日から令和6年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、印紙税額が軽減されています。 平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間に作成されるものについては、右欄のとおりです。 <small>(注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。</small>	<b>【平成26年4月1日～令和6年3月31日】</b> 記載された契約金額が 50万円以下のもの 200円 50万円を超え 100万円以下のもの 500円 100万円を超え 500万円以下 1千円 500万円を超え 1千万円以下 5千円 1千万円を超え 5千万円以下 1万円 5千万円を超え 1億円以下 3万円 1億円を超え 5億円以下 6万円 5億円を超え 10億円以下 16万円 10億円を超え 50億円以下 32万円 50億円を超えるもの 48万円	
2	<b>請負に関する契約書</b> <small>(注) 請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデューサー)、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者(演出家、プロデューサー)が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。                      (例) 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など</small>	記載された契約金額が 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下のもの 400円 200万円を超え 300万円以下 1千円 300万円を超え 500万円以下 2千円 500万円を超え 1千万円以下 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 2万円 5千万円を超え 1億円以下 6万円 1億円を超え 5億円以下 10万円 5億円を超え 10億円以下 20万円 10億円を超え 50億円以下 40万円 50億円を超えるもの 60万円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が <b>1万円未満(※)</b> のもの ※ 第2号文書と第3号から第17号文書と第2号文書に所属が決定されるものは、記載された契約金額が1万円未満であっても非課税文書となりません。
	上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成9年4月1日から令和6年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、印紙税額が軽減されています。 平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間に作成されるものについては、右欄のとおりです。 <small>(注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。</small>	<b>【平成26年4月1日～令和6年3月31日】</b> 記載された契約金額が 200万円以下のもの 200円 200万円を超え 300万円以下のもの 500円 300万円を超え 500万円以下 1千円 500万円を超え 1千万円以下 5千円 1千万円を超え 5千万円以下 1万円 5千万円を超え 1億円以下 3万円 1億円を超え 5億円以下 6万円 5億円を超え 10億円以下 16万円 10億円を超え 50億円以下 32万円 50億円を超えるもの 48万円	
7	<b>継続的取引の基本となる契約書</b> <small>(注) 契約期間が3か月以内で、かつ、更新の定めのないものは除きます。                      (例) 売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など</small>	4千円	

(右) 国税庁「印紙税額一覧表(令和4年4月現在)」より一部抜粋

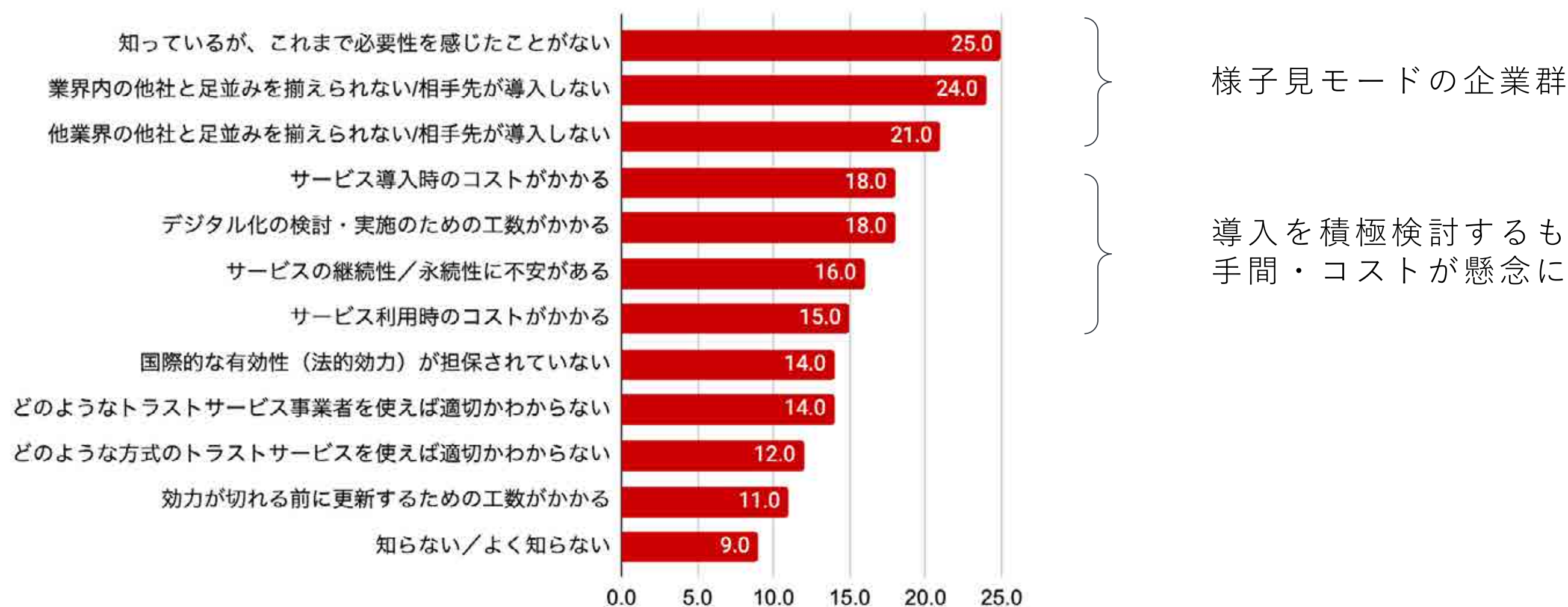
[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/zeigaku\\_ichiran\\_r0204.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/zeigaku_ichiran_r0204.pdf)

# < 参考 >



デジタル庁調査によれば、他社と足並みが揃わず電子署名導入を様子見している企業群が多く、次いで積極的に検討すると「コスト・手間がかかる」ことが電子署名の主な導入障壁とされている

## 「トラストサービスへの課題意識」電子署名に対する回答（n = 347）



デジタル庁『トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ報告書』（2022年7月29日）付録B P27を基に作成

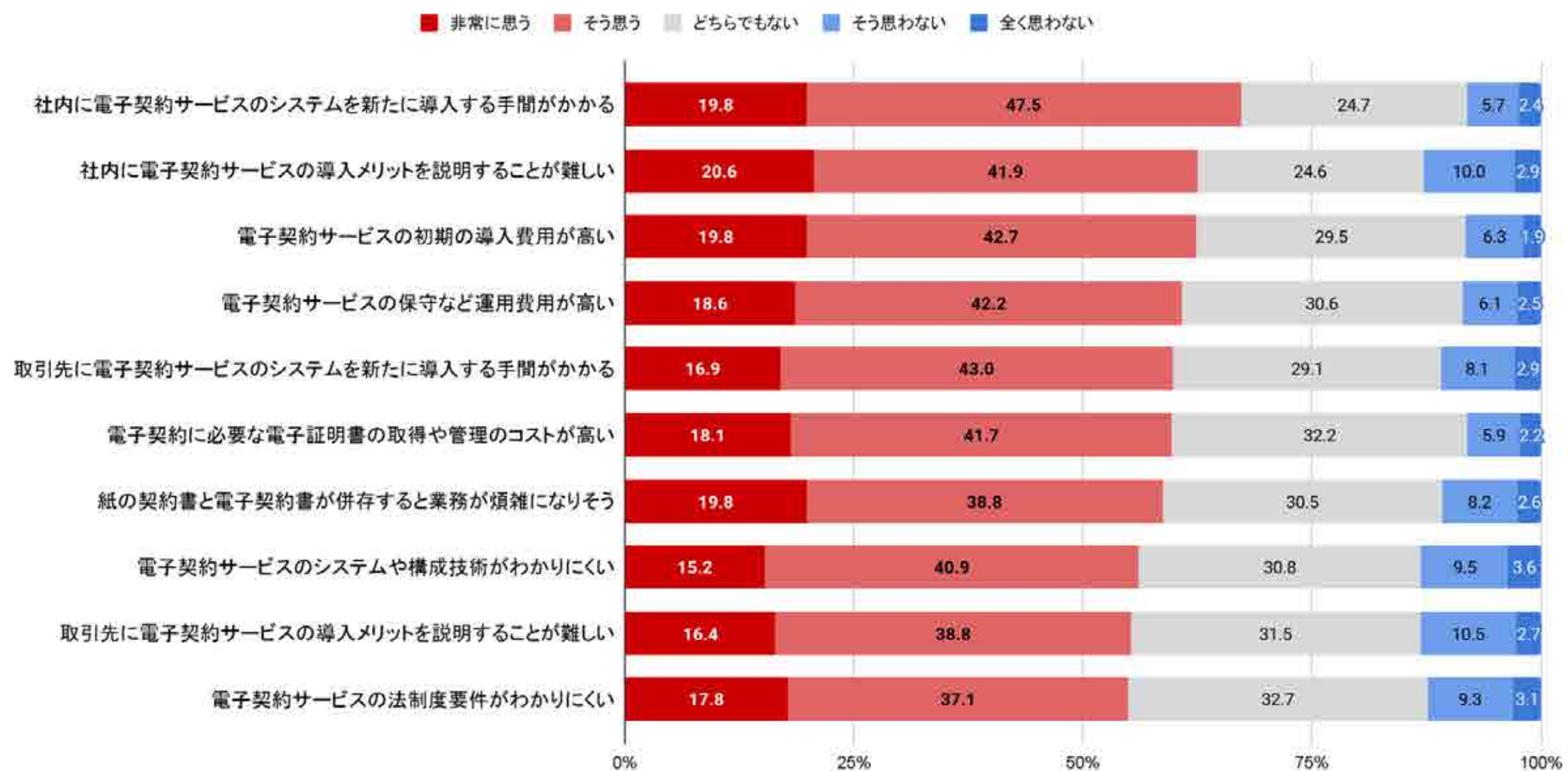
[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/658916e5-76ce-4d02-9377-1273577ffc88/1d463bfc/20220729\\_meeting\\_trust\\_dx\\_report\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/658916e5-76ce-4d02-9377-1273577ffc88/1d463bfc/20220729_meeting_trust_dx_report_01.pdf)



# 「法制度要件のわかりにくさ」は導入障壁ではない (2/2)

JIPDEC調査結果によっても、「法制度要件のわかりにくさ」は電子契約導入に対する主な障壁でないことが確認でき、電子署名法の改正・認定制度の(再)創設は、導入促進策として求められる施策とは言えない

## 「電子契約の利用拡大を図る上での課題」 (n=1,022)



前掲デジタル庁調査と同様  
「コスト・手間」が障壁上位

「法制度要件」は10位



## 企業

全体としては、トラストサービスの課題意識として「企業間での共通化の難しさ」や「認知/理解不足」が多く、今後考えられる施策例への関心は、「低コストで導入可能な方法」「法的効力(証拠能力)の規定」「業界ごとの標準化団体設置/ガイドライン策定」がトップ3  
トラストサービスへの課題意識、今後のトラストサービスの基盤整備・普及に向けて考えられる施策例への関心

○：電子署名 ○：eメール ○：タイムスタンプ ○：eデリバリー

### 利用状況

導入済み/ 検討経験あり	48%
検討したが 断念	15%
導入 検討中	40%
導入済	11%
検討 したこと がない	36%
	60%
	39%
	61%

### トラストサービスへの課題意識

法的効力の担保不足	A (電子署名以外) 法的効力(証拠能力)が担保されていない	8%	9%
	B 国際的な有効性(法的効力)が担保されていない	14%	6%
企業間での共通化の難しさ	C 業界内の他社と足並みを揃えられない/ 相手先等の他社が導入しないので使い難い	24%	10%
	D 他業界の他社と足並みを揃えられない/ 相手先等の他社が導入しないので使い難い	21%	9%
事業者/サービス選定の難しさ	E どのトラストサービス事業者を使えば適切かわからない	14%	9%
	F どのような方式のトラストサービスを使えば適切かわからない (どのようなものなら安全性が担保されるかわからない)	12%	7%
	G サービスの継続性/永続性に不安がある	16%	11%
利用のコストがかかる	H サービス導入時のコストがかかる (例: 電子署名用の社員分のICカード&カードリーダー等)	18%	11%
	I サービス利用時のコストがかかる	15%	13%
利用の手間がかかる	J 効力が切れる前に更新するための工数がかかる	11%	5%
	K デジタル化の検討・実施のための工数がかかる 又は 人的リソースが不足	18%	10%
認知/理解不足	L 知らない/よく知らない (名前は知っていても、どう使えるか等をよく知らない)	9%	20%
	M 知っているが、これまで必要性を感じたことがない	25%	17%

今後のトラストサービスの基盤整備、普及に向けて考えられる施策例への関心  
(有効だと思う(あれば導入に向け前向きに検討する)もの)

電子署名以外のトラストサービスの法的効力(証拠能力)の規定	29%
国際的な相互認証/海外での効力の担保	14%
業界ごとの標準化団体設置 and/or ガイドライン策定	28%
業界横断の標準化団体設置 and/or ガイドライン策定	24%
適格トラストサービスプロバイダの認定・認定情報の公開	14%
用途毎の必要アシュアランスレベルの明確化	6%
公的制度に基づくトラストサービスの確立	23%
低コストで導入可能な方法の確立	48%
効力を長期化する仕組み/制度の構築	1%
「トラストサービスでは対応し難い」	
認知・理解促進のための啓発活動	19%
ニーズの大きい・強いユースケースでの有効性の実証	15%

Note: それぞれの割合は、全回答者 (N=347) に対する割合。導入済み/検討経験ありと検討したことがないの合計は、「わからない」を除くため、合計100%にならない  
矢印は明確な分析結果に基づくものではないが、関係性が深いと考えられる箇所に記載  
Source: 企業アンケートよりBCG分析